

[会議録]

会議名称	令和元年度第1回 市川市個人情報保護審議会
議題等	1 議事 諮問事項 ア 実施機関非識別加工情報の作成の方法に関する基準について イ 実施機関非識別加工情報等の安全確保の措置の基準について
開催日時	令和元年5月22日(水) 13:30~14:30
開催場所	市川市役所仮本庁舎5階理事者控室
出席者	委員 奥川 貴弥(会長)、古賀 加奈子(副会長)、小島 千鶴、荻野 良江、伊与久 美子、小林 俊之、松原 いづ子
	事務局 [総務部] 関 公文書管理担当理事、秋本次長 [総務部総務課] 増田課長、木村副参事、樋口主幹、小谷主査、朝倉主任
	説明課及び職員 総務課・・・増田課長、樋口主幹、小谷主査、朝倉主任
傍聴	<input checked="" type="checkbox"/> 可 ( 0 人 ) / <input type="checkbox"/> 不可
会議概要 ※詳細別紙	実施機関非識別加工情報は特定の個人を識別することができないようにするとともに、その作成に用いる個人情報を復元することができないようにする必要があるので、本市が新たに定めるその作成の方法に関する基準について諮問した。 また、実施機関非識別加工情報やその作成に用いた個人情報から削除した記述等の漏えいを防止するため、本市が新たに定める実施機関非識別加工情報等の安全確保の措置の基準について諮問した。
配布資料	<ul style="list-style-type: none"> <li>・配布資料一覧</li> <li>・諮問書</li> <li>・市川市個人情報保護条例(一部改正に係る新旧対照表)</li> <li>・非識別加工情報提供制度の概要</li> <li>・個人情報ファイル簿(例)</li> <li>・実施機関非識別加工情報の作成の方法に関する基準(加工基準)に基づく加工例(諮問事項ア)</li> </ul>
特記事項	

# [会議録]

別紙

令和元年度第1回 市川市個人情報保護審議会

## 【議長(奥川会長)】

それでは、令和元年度第1回市川市個人情報保護審議会を開催いたします。

はじめに、会議の公開についてであります。審議会の会議は「市川市審議会等の会議の公開に関する指針」第6条により原則公開となっております。事務局にお伺いしますが、今回の審議内容に非公開情報は含まれているのでしょうか。

## 【事務局】

非公開情報についてはございません。

## 【議長(奥川会長)】

ありがとうございます。非公開情報はないとのことですので、会議を公開することとしてよろしいでしょうか。

## 【審議会委員】

異議なし。

## 【議長(奥川会長)】

それでは、審議を続けます。

事務局から連絡事項があるとのことですので、お願いします。

## 【事務局】

はい。議事の訂正をお願いいたします。

(2)意見聴取事項についてでございますが、前回30年度第2回審議会におきましてご意見を伺いました、「死者の個人情報の取扱い」につきましては、本日改めて委員の皆様にご意見を伺う予定でしたが、事務局内部での検討を再度行う必要があると判断いたしまして、今回の意見聴取事項の議事につきましては取り下げさせていただきたいと思っております。機会を改めましてご意見を伺いたいと考えておりますので、よろしくをお願いいたします。

では、本日「資料の一覧」と次第につきまして、机の上に置かせていただいております。お手数ですが差し替えの方をお願いいたします。また、資料8・9につきましては恐れ入りますが廃棄をお願いいたします。

連絡事項は以上でございます。

このあと、関 公文書管理担当理事より諮問書を会長にお渡ししたいのですがよろしいでしょうか。

## 【議長(奥川会長)】

はい。

## [会 議 録]

### 【事務局】

それでは、諮問書を読み上げさせていただきます。

「実施機関非識別加工情報の作成の方法に関する基準及び実施機関非識別加工情報等の安全確保の措置の基準を定めることについて」、よろしく願いいたします。

本市では、市川市個人情報保護条例の一部を改正する条例が令和元年7月1日から施行することに伴い、非識別加工情報提供制度を開始することとなります。民間事業者に提供することとなる実施機関非識別加工情報は、特定の個人を識別することができないようにするとともに、その作成に用いる個人情報を復元することができないようにする必要があるため、改正後の市川市個人情報保護条例第24条の10第2項により貴審議会の意見を聴いて実施機関非識別加工情報の作成の方法に関する基準を定めることとしております。

また、実施機関非識別加工情報やその作成に用いた個人情報から削除した記述、個人識別符号等の漏えいを防止するため、同条第24条の15第2項により貴審議会の意見を聴いて実施機関非識別加工情報等の安全確保の措置の基準を定めることとしております。

そこで、別紙基準について貴審議会に諮問するものでございます。

市川市長 村越祐民。

どうぞよろしく願いいたします。

### 【議長(奥川会長)】

ただいま諮問書をいただきました。ご説明があったことについて、今から審議を行いたいと思いますので、事務局の方からご説明をお願いいたします。

### 【事務局】

それでは、諮問事項の説明の前に、前回開催しました際にこちらから説明いたしました内容について3点変更がありましたので、説明をいたします。

まず1つ目ですが、民間事業者に対して行う実施機関非識別加工情報を活用する事業の提案の募集についてでございますが、前回ご説明いたしました際は年4回行うこととしておりましたが、随時募集を行うことといたしました。

続きまして2つ目ですが、実施機関非識別加工情報の作成の対象となる個人情報のあらましを公表する形式についてでございますが、前回説明いたしました際は個人情報業務届出書を一覧にまとめたエクセルシートにて公表することとしておりましたが、今回お手元の資料にございます資料6番、こちらの個人情報ファイル簿という形式にしまして公表することといたしました。

最後に3つ目ですが、今回の諮問事項である2つの基準につきまして、前回開催時の資料では、国が作成した基準に関する資料を掲載しておりましたが、今回の資料では本市で定める基準案としております。前回の資料のものと形式は変わっておるんですが、内容については市の基準も国の基準を参考として作成しているものでございますので、内容についての変更はございません。

以上で前回開催時の説明からの変更点について、説明とさせていただきます。

それでは、今回の諮問事項の1つ目であります実施機関非識別加工情報の作成の方法に関する基準の説明に進みます。お手元の資料3番目の2頁目にございます、別紙(実施機関非識別加工

## [会議録]

情報の作成の方法に関する基準)をご覧ください。

本市では、国が定めております行政機関非識別加工情報の作成の方法に関する基準に倣いまして、基準として5つの項目を定めることといたしました。

その内容についてですが、実際にどういうふうに加工作業するのかという加工例に沿って説明いたしますので、資料の7番目、A3サイズの資料になりますが、こちらをご覧くださいいただければと思います。

よろしいでしょうか。

それではまず、左側にございます点線内の表をご覧くださいいただければと思います。まず加工前の上にごございます表1ですが、これを用いて、加工作業を進めていくことといたします。

なお、下の方に表2とございますのは、加工基準の3番目のところで説明をする際に示すものでありまして、この表1と表2につきましては、表の中の一番左側にごございます個人コードと書かれているもの、この記述によってそれぞれの表が紐付けられていくものでございます。これらの表は、実際に市川市の中において存在している情報の内容ではなく、あくまで例として示したものでございますので、ご了承いただければと思います。

それでは、点線の下、<基準(1)により加工した場合>と書いてあるところに進みたいと思います。ここでは、個人情報に含まれる特定の個人を識別することができる記述等の全部又は一部を削除いたします。

今回、表の中では、左から2番目の「氏名」、3番目の「住所」、6番目の「電話番号」の項目についてそれぞれ全部又は一部を削除してありまして、網掛け部分になっているような形に加工いたします。ただ、「住所」「電話番号」につきましては、それぞれ町名と市外局番、これだけでは特定の個人を識別できない情報になりますので、このような形に一部削除し残す形としております。

続きまして、その下の基準(2)に進みます。ここでは、個人情報に含まれる個人識別符号の全部を削除いたします。この表の中では、一番右側にごございます「マイナンバー」と書かれている項目について全て削除するものです。

ここで個人識別符号というものは、そのもの単体で特定の個人を識別できるもののございまして、「マイナンバー」のほか、例えば「基礎年金番号」ですとか「免許証番号」、その他に顔や指紋などをデジタルデータに変換した「生体情報」なども個人識別符号として含まれます。

続きまして、右側右上の基準(3)に進みます。冒頭に申し上げましたとおり、今回は、表2も合わせて使用いたします。ここでは、表1と表2を連結する符号を削除します。今回、表内の一番左にごございます「個人コード」が今回の当該符号に該当いたします。

ここでいう「個人コード」とは、市が運用する複数のシステムで管理されている情報を紐付けるためにそのシステムにおいて自動的に付番されたものでございまして、その番号そのものだけでは特定の個人を識別することはできないので、先ほどの基準(2)にごございました個人識別符号には該当しませんでしたので、本来では削除するものには当たりませんでした。

そのため、今回その表1のみを加工対象とした場合は、基準(2)においては、その「個人コード」を削除する必要はございませんでしたが、万が一その表2が外部にその情報が漏れいた場合には、表2では「個人コード」が残っておりまして、併せて、表1で削除した内容である氏名の部分が残った状態になりますので、その表2と照らし合わせたことによって表1で削除した氏名についてこれが復元されまして、特定の個人が識別されてしまう可能性が出てきます。

そのため、このようなことが生じないように、この場合では表1にごございます「個人コード」について

## [会議録]

も削除をする必要があります。

続きまして、4番目基準(4)に進みます。ここでは、この中で特異な記述等を削除するか、その記述等について別の形に置き換える作業をいたします。

表内にございます上の段の「年齢」の区分ですけれども、もともとは「116歳」という記述がなされてまして、これは一般的にみて、明らかにどなたかということが個人を識別できる可能性が非常に高いものでございまして、そのためなるべくそういった特異な記述を残さないように、今回の場合ですと「90歳以上」というように、ある程度分からないような記述に置き換える作業をいたしました。

続きまして、記述の最後、基準(5)に進みます。ここでは、これまでの基準(1)から(4)における措置を行いましたほか、個人情報に含まれる記述と当該個人情報を含む個人情報ファイルを構成する他の個人情報に含まれる記述との差異などを勘案しまして、その結果を踏まえて適切な措置を講じるものでございます。

具体的に申し上げますと、今回、表において、基準(4)において先ほどの「116歳」という年齢の記述を「90歳以上」としましたが、この場合「市川市の市川在住の方において、表に記載されているこの方以外に「90歳以上」を超える者がいらっしゃらない」というときには、この同じ表にある「住所」、今回でいう「市川市市川」に住んでいるという情報と、年齢が「90歳以上」であるという2つの情報を照らし合わせることによって特定の個人が識別できてしまう可能性がある場合、先程は「90歳以上」といたしましたが、さらに例えば「80歳以上」の方であれば複数名いらっしゃるような場合には、「90歳以上」としたものを再度「80歳以上」というように個人特定、個人が識別できないような記述に置き換えることとしております。

以上のこの基準(1)から(5)の加工作業を終えまして、表の中では最後の基準(5)に示している表のものになりますが、こちらが実際に加工したものであり、実施機関非識別加工情報そのものになります。

以上で、「実施機関非識別加工情報の作成の方法に関する基準について」の説明を終わります。

### 【議長(奥川会長)】

ただいまの説明に何かご質問、ご意見はございますか。

### 【松原委員】

この加工例の中で、加工する人が、それぞれこの人は、と考えてされるのでしょうか。それとも、AIなどで加工するのでしょうか。

### 【事務局】

こちらは、特段、AIという想定ではございませんで、ここは職員が加工作業を行うか、もしくは、加工作業を業務委託でシステムを管理保守などしている事業者に委託をして作業していただくということを想定しております。

### 【松原委員】

その成果というか、出来上がったものについて、例えば、本来なら「80歳以上」にした方が良いと思われるところが、気づかず「90歳」になることもあり得るのでしょうか。それとも、そのようなことは

## [会 議 録]

絶対なく、「80歳以上」という条件を最初に入れるのでしょうか。

### 【事務局】

データは職員の方でチェックいたしまして、特異な情報があればそれを特定できないような形にします。

### 【松原委員】

はい。分かりました。ありがとうございます。

### 【議長(奥川会長)】

よろしいですか。

特定できないようにする方法にはいろいろなやり方がある、例えば、年齢が特異な場合には年齢を削る、例えば、「市川の116歳の一人暮らし」、ということですね。そうすると、年齢を削るやり方と、例えば「市川市市川」の「市川」を削るのと、どうして年齢を削るのを優先するのでしょうか。つまり、地域を広げることによって識別がしにくくなる場合もあれば、年齢を削ることによって識別がしにくくなる場合もあると思います。それを、年齢を削る方を選択するかという基準はどのようにしているのでしょうか。

### 【事務局】

相手方が欲しい情報によって、例えば、介護事業者が介護施設を造るに当たって、その情報が欲しいということで、年齢の方が優先されれば、年齢の方を残して住所地の方を削除しますし、例えば、その地域に介護施設があった方がいいかを判断する場合には、住所地を優先することもあると思いますので、その都度判断してまいります。

### 【議長(奥川会長)】

その都度判断するということですね。

### 【事務局】

はい。あくまでも、これは記載例でありまして、必ずしもそうすることではありませんので、例としてお示したものです。

### 【議長(奥川会長)】

目的によって、非識別情報の加工の仕方が変わってくるということですね。分かりました。

他にご質問、ご意見があればお願いします。

よろしいですか。ご質問、ご意見等他になれば、次の諮問事項である「実施機関非識別加工情報等の安全確保の措置の基準について」に移ります。説明をお願いします。

### 【事務局】

それでは、資料3に戻っていただきまして、3頁目の別紙、実施機関非識別加工情報等の安全確

## [会議録]

保の措置の基準という題名のものをご覧ください。

本市では、国が定める行政機関非識別加工情報等の安全確保の措置の基準に倣い、3つの項目を定めることとしました。

1つ目は、実施機関非識別加工情報等を取り扱う者の権限及び責任を明確に定めること、2つ目は、実施機関非識別加工情報等の取扱いに関する規程類を整備し、当該規程類に従って実施機関非識別加工情報等を適切に取り扱うとともに、その取扱いの状況について評価を行い、その結果に基づき改善を図るために必要な措置を講ずること、3つ目は、実施機関非識別加工情報等を取り扱う正当な権限を有しない者による実施機関非識別加工情報等の取扱いを防止するために必要かつ適切な措置を講ずることとしております。実施機関非識別加工情報等を取り扱う者の権限及び責任については、組織体制として、市川市の定めるISMS、情報安全運営システムによることとしておりまして、2つ目の取扱いの規程類の整備は、本市で定める安全確保措置規程によることとし、その内容としては、非識別加工情報の加工の委託先における実施機関非識別加工情報等の管理の状況について、年1回以上の定期的検査等により確認を行うことなどを定める予定です。

そして、3つ目の実施機関非識別加工情報等を取り扱う正当な権限を有しない者による取扱い防止のための必要な措置については、パスワードの設定による漏えい防止措置などを想定しております。

説明は以上です。

【議長(奥川会長)】

今の説明に、ご質問、ご意見はありますか。

【小島委員】

全体的に、この安全確保基準は大まかなところだけ定めてあって、具体的にはパスワードを使ってやり、そのパスワードの付け方やパスワードをどういうふうに送るのかという細かい内容は、何かしら定めを置いておくような形になるのでしょうか。

【事務局】

安全確保措置規程という規程を設けますので、その中で、具体的なやり方を定めようと考えています。

【小島委員】

細かい内容を定めるに当たって、まず、措置の基準があって、それに沿うように規程を作るという認識ですね。分かりました。

【議長(奥川会長)】

この基準は、国などが指針などを示していて、それに従って作成したものなのですか。

【事務局】

そうです。

## [会議録]

### 【松原委員】

「非識別加工情報提供制度の概要」で一番右端の「民間事業者への提供」という大枠のところの「②安全確保措置基準」の下にいまして、「提供」、それから「事業者から、契約内容どおりに非識別加工情報を利用したか報告を受ける。」という部分において、この報告を受けた後の市のチェックは、なくて大丈夫なのでしょうか。報告を受けるだけでよいのかと感じたのですが。

### 【事務局】

例えば、廃棄証明として、提供したものを返還してもらうことが考えられます。データで提供することが多いと思うのですが、そのデータを返還してもらうという形で、事業者に非識別加工情報が残ったままにしないようにする等の措置は考えられると思います。

### 【松原委員】

それは、提供したデータについてのコピーはできないようなことをされるということでしょうか。

### 【事務局】

はい。そういった措置は、情報部局と調整しながらやることは考えられると思います。

### 【松原委員】

分かりました。ありがとうございます。

### 【事務局】

すみません。補足ですが、国から非識別加工情報の利用契約書の案が出ておまして、その中に、個人情報の取扱いや複製の禁止等が盛り込まれております。こういうものを使って、事業者と契約をしてみたいと考えております。

### 【議長(奥川会長)】

事業者の選任はどのようにやるのでしょうか。一種の請負のようなものでしょうか。入札でしょうか。それとも随意契約でしょうか。

### 【事務局】

加工業者の選任のことでよろしいでしょうか。

### 【議長(奥川会長)】

そうです。

### 【事務局】

加工業者は、基本的には、ここで扱っている個人情報といいますのは、1千人以上の個人情報が入っている情報システムで取り扱っている情報であり、そのような情報システムの保守、管理をして

## [会 議 録]

いる事業者に加工をお願いする形になります。入札ではなくて、随意契約でやる形になろうかと思  
います。

### 【議長(奥川会長)】

随意契約ですね。そのような事業者はたくさんあるのでしょうか。

### 【事務局】

正確な数は把握しておりませんが、5、6社ぐらいはあるかと思えます。

### 【議長(奥川会長)】

他にご質問はありますか。

市の方でも、こういうところは理解してもらいたいということはあるでしょうか。

### 【事務局】

実は、この非識別加工情報の提供というのは、全国でもなかなか例を見ない事業です。国と、県  
では鳥取県と和歌山県ぐらいです。あまり多くないので、市川市といたしましても、大々的にPRして、  
起業などで市川市の情報を役立てて、有意義に使っていただきたいと思っております。7月に施行  
しますので、そのPR、広報戦略についても、総務課の方でこれから進めていこうと思っております  
ので、ご興味のある方、企業の方とか、先程総務課長が事例で挙げましたような介護施設や保育  
園の建設に当たって、いろいろと市川市でも情報がありますので、そのような情報を是非ともご活用  
いただいて、いろいろなところで役立てていただければと思っております。どうぞよろしく願いいた  
します。

### 【議長(奥川会長)】

結局、事業者の方々が仕事をするときには、自分たちで市場調査を行ってコストがかかること  
になりますが、それを市ができるだけ便宜を図って、事業を始めたり、拡張したりするのをお手伝いす  
るということですね。

### 【事務局】

そういうことです。

### 【議長(奥川会長)】

そうすると、市として、雇用も増え、税収も上がるということですか。

### 【事務局】

はい。市川市で起業していただく何かの一助になればと思っております。

### 【議長(奥川会長)】

この制度を実施している市は少ないようですが、どこからこのような議論が出てきたのでしょうか。

## [会 議 録]

大きな市は、県外にもいくらでもあると思うのですが。

### 【事務局】

村越市長の施策の一つとして、市川市で持っているいわゆる「ビッグデータ」を活用していただいてイノベーションを起こしていただくというようなもので、村越市長の発案というところから、今回、総務の方で、条例を改正したものです。

会長が仰られたとおり、企業としては、わざわざ足を運んで、時間を費やさずに市川市の持っている情報を、多少手数料というものはかかってきますが、取っていただいて活用していただければと思っております。

### 【松原委員】

費用的には2万円が基本料と出ていましたが、プラスアルファの費用は、どのように設定されたのでしょうか。

### 【事務局】

1データにつき1円としています。

### 【松原委員】

ということは、この個人コードが1番の人が1円ということですか。

### 【事務局】

そうです。最低でも1千人以上ですから、データが多くなるほど金額が変わってきます。それでも、国と比較すると安いです。

### 【議長(奥川会長)】

こういうことは起きないのでしょうか。目的に従って非識別情報に加工した、いくつかの事業者がそれを合体したら、かなり識別が可能になるということはないのでしょうか。

### 【松原委員】

そうですね。紐付けがいっぱいあると。

### 【伊与久委員】

私もいろいろ関わっている中で、たまたまあったのですが、今は、名簿業者というのがあります。たくさんのいろいろな情報を少しずつ集めて、自分たちで名簿を作成する業者です。企業もデータを集めて、自分たちの欲しい情報を集めた対象をしっかりと掴める名簿ができてしまいます。

もちろん市民のために役立つ情報であるので、市民へのメリットとしてはとても大きいと思います。これからの社会に対しては特に。

しかし、今話したようなことも同時進行で進んでいるので、市が負うリスクについて危機感を相当持ってやらないと、怖いものがあるのではないかと思います。

## [会 議 録]

それともう一つは、制度の導入に伴って、市の組織は大きく変わっているのでしょうか。

### 【事務局】

市川市の持っている情報は、どんなに多くても49、50万人分のデータです。そのデータから抽出していきますので、組織自体は大きく変わっていくことはありません。

また、先程、伊与久委員が仰られた危惧するところは、安全措置の中でしっかりとやっていかなければならないと考えております。先程の「非識別加工情報提供制度の概要」の中の契約に関する部分と事業者からの提案に対する審査というものがありますので、そういったところでもしっかりと市の方でチェックしていきたいと思っております。

### 【議長(奥川会長)】

もちろん契約を結んで全ての事業者が守ってくれればいいのですが、例えば、情報屋が非識別加工情報を集めて合体するとかなり広範なデータが揃います。やはり条例で罰則を定めることなども検討していかなければならないのではないのでしょうか。万が一のときに備えて。せっかくの新しい試みですので。

### 【松原委員】

人は善意の人ばかりではないということを目の当たりにしたり、体験することもあります。そのあたりを考慮してやっていただけると、善意の人が苦勞しなくて済むというところがありますので、よろしく願います。

### 【議長(奥川会長)】

それでは、いろいろな意見を交換できたところで、他に質問、意見がなければ審議を終了したいと思います。よろしいでしょうか。

### 【審議会委員】

異議なし。

### 【議長(奥川会長)】

それでは、ご苦勞様でした。

### 【事務局】

最後に、事務局からよろしいでしょうか。

次回の審議会の開催予定と議題について、申し上げます。

今回は、6月10日(月)13時30分から15時30分まで、場所が、市川市役所仮本庁舎4階第1委員会室で開催を予定しております。

議題は、本日、ご審議いただきました諮問事項についての「答申案」をご審議いただくことを予定しております。

詳細につきましては、改めまして開催通知をお送りいたしますので、そちらをご覧くださいと

## [会 議 録]

思います。

また、本日、ご審議いただいた内容は、会議録を作成いたしますので、別途ご確認をお願いさせていただきます。よろしく願いいたします。なお、ご確認いただいた後に、会議録を市のホームページにて公開する予定です。

最後に、1点確認させていただきたい点を申し上げます。

4月に、メールで、1月に開催した平成30年度第2回審議会の会議録のご確認をお願いした件ですが、まだご回答をいただけていない委員がいらっしゃいましたので、改めて皆様にお伺いしたいのですが、お送りした会議録で修正等の必要はございましたでしょうか。

### 【審議会委員】

ありません。

### 【事務局】

ありがとうございます。それでは、修正等のご意見はないようですので、お送りした会議録案で公表させていただきます。

事務局からは以上でございます。

### 【議長(奥川会長)】

それでは、よろしいでしょうか。本日は、ありがとうございました。

( 閉会 )